

事業者の皆様へ

犯罪被害に遭われた従業員の方へのご理解とご支援をお願いします

～被害回復のための休暇制度の導入について～



犯罪被害に遭うのはごく一部の人だけで、自分には関係ないと思っていませんか？

しかし、ある日突然、犯罪被害に遭ったら…。

平穏な生活を送っていても、犯罪被害に遭う可能性は誰にでもあります。

さいたま市では、犯罪被害に遭われた方やそのご家族（犯罪被害者等）を市や市民・事業者の皆様が一体となって社会全体で支え、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、市民の誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現のために「さいたま市犯罪被害者等支援条例」を令和3年4月1日に施行しました。

令和3年4月1日施行

さいたま市犯罪被害者等支援条例



条例の基本理念

- 犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう配慮すること。
- 犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう配慮するとともに、二次被害*等を生じさせることがないように行われること。
- 犯罪被害者等が平穏な生活を再び営むことができるよう必要な支援が途切れることなく行われること。
- 被害の状況及び原因、二次被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われること。
- 犯罪被害者等の個人情報適切に取り扱われるように最大限配慮して行われること。
- その犯罪等の種類及び性質を鑑み、犯罪被害者等のプライバシー及び心理状態に特段の配慮をするなど、適切に行われること。
- 市、関係機関等、市民等及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進されること。

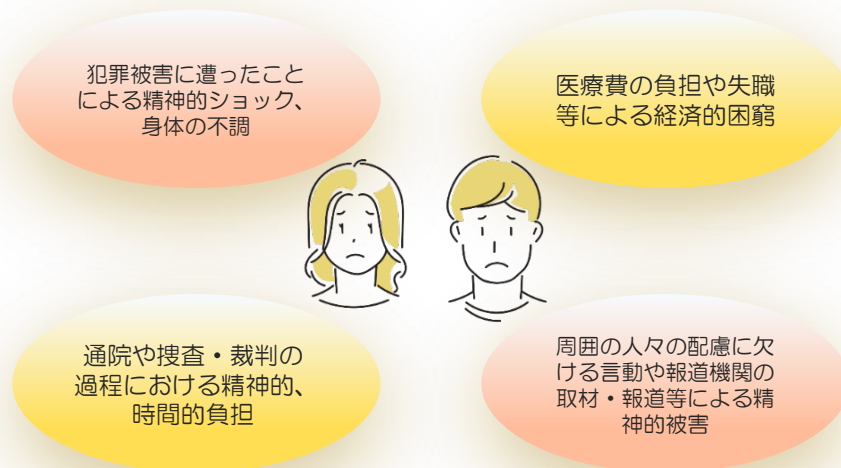
事業者の責務 (条例第6条)

- 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては二次被害等が生じることがないように十分に配慮するとともに、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の就労その他犯罪等による被害に関し、事業者に求められる手続等について十分に配慮するよう努めなければならない。

※「二次被害」…犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われる誹謗（ひぼう）中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による過度な取材及び報道等により、犯罪被害者等が受ける経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害その他の被害をいう。

犯罪被害に遭われた方やそのご家族が直面する問題

犯罪被害者等は、生命・身体・財産上の直接的な被害だけでなく、犯罪被害発生後に生じる様々な問題に直面しています。



二次被害を生じさせないための配慮

周囲の配慮に欠ける言動や誹謗中傷などによる二次被害を防ぐため、職場の皆さんは、犯罪被害に遭われた方に寄り添った言動を心がけていただくようご協力をお願いします。

例えば…

- 普段どおりに挨拶や言葉をかけるなど、被害前と同じように接する
- 希望されたときにゆっくりと話を聴き、気持ちに寄り添うなど



こんな言葉に気をつけましょう

- ×そのとき〇〇していればよかったのに
- ×つらいことは早く忘れましょう
- ×もっと大変な目にあった人がいるよなど

被害回復のための休暇制度の導入

犯罪被害者等は、警察や病院、裁判所等へ何度も赴く必要があり、有給休暇だけでは対応しきれない場合があります。被害回復のための休暇制度の導入は、犯罪被害者等を支えるために重要なもので、事業者にはできないことです。

被害回復のための休暇制度の導入方法の例

被害回復のための休暇制度の具体的な導入方法としては、次のようなものが考えられます。いずれの方法の場合でも、検討に当たってはアンケートやヒアリングを行い、休暇に対する従業員のニーズをつかむことや社内の意見調整を行うなど、労使で十分に話し合って、各企業の状況に合ったものとするのが重要です。



例1 既存の特別な休暇制度を活用

既に病気休暇や裁判員休暇等の特別な休暇制度を導入している企業であれば、その制度の対象として犯罪被害者等を含めることを就業規則等において明示することなどが考えられます。

例2 社内広報等で、従業員に必要な休暇を付与する旨を周知

必ずしも休暇制度として設けなくても、犯罪被害者等となった従業員は休暇の取得が可能であることを周知することにより、従業員に安心感を与えることができます。

例3 特別な休暇制度の一つとして「犯罪被害者等休暇制度」を創設

どのような犯罪被害を休暇制度の対象に含めるか、また、休暇の付与日数をどうするかなど、各企業の労使で十分に話し合うことが必要です。

犯罪被害に遭われた方やそのご家族が仕事を続けながら、精神的・身体的被害を軽減・回復できるよう取り組みましょう

問合せ さいたま市 市民局 市民生活部 市民生活安全課【TEL】048-829-1217【FAX】048-829-1969